

令和2年5月26日

学生・児童生徒等の皆様
教職員の皆様
学外者の皆様

奈良教育大学緊急事態等対策本部長
加藤久雄

緊急事態宣言解除後の本学の対応について（第1報）

令和2年4月16日に政府より新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が全国に発令され、本学は、学生・児童生徒等及び教職員の健康・安全を考慮し、5月31日まで入校制限等の対応をしておりました。

5月25日に全国の緊急事態宣言は全て解除されましたが、同日に国が示した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「5.25対処方針」という。）を踏まえ、本学は、5月4日に国の専門家会議が示した「新しい生活様式」の実践例を推進し、通学・通勤等に伴う感染拡大を予防する観点から、6月14日まで下記の対応を取る（一部を除く）こととしましたので、お知らせします。

なお、本対応は、今後の状況によっては変更する可能性があります。

記

1 学生・児童生徒等

➤ 学部生・大学院生

【5月31日まで】

大学が事前に認めた場合（入構希望日の3日前の13時までに申し出て許可された者）を除いて、原則登校を禁止する。

→ 4月21日付け通知「やむを得ず入構が必要な場合の申出日の期限変更について」

【6月14日まで】

大学が事前に認めた場合（上記申し出により許可された者、あるいは許可された対面授業等により登校する者）を除いて、原則登校を禁止する。

→ 5月21日付け通知「対面授業等受講に係る留意事項について（改訂版）」

➤ **附属学校園の児童生徒等**

校園長が必要と判断した日から入構を認める。

→各附属学校園からの通知のとおり

2 大学教員・附属学校園教員

➤ **大学教員**

教育・研究上、真に必要な場合、あるいは急を要する場合を除き、引き続き在宅勤務を可能とする。出勤する場合は、時差出勤を推奨する。

➤ **附属学校教員**

原則出勤とするが、完全に再開されるまでの間は、校務内容に応じて在宅勤務やローテーション勤務も可能とする。

3 役員・職員

原則出勤とするが、業務内容に応じて在宅勤務やローテーション勤務も可能とする。出勤する場合は、時差出勤を推奨する。

執務室は密集を避ける勤務環境とする。

4 業者等の学外者

業務上、必要最小限の用務を目的とした入構のみ認める。

→ 5月26日付け通知「高畑キャンパスの入構制限及び禁止について」

5 その他

以下のとおりとする。

(1)教育研究活動について、令和2年5月15日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課通知「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について（周知）」に即して実施する。

(2)・国内出張について、5.25対処方針により、教育・研究上または業務上、真に必要な場合、あるいは急を要する場合を除き、県をまたぐ出張は、5月末まで自粛する。一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）及び北海道への出張は、6月18日まで自粛する。

ただし、やむを得ず出張する場合は、うつらない対策を徹底し、うつる可能性のある場所や「三つの密」のある場所への訪問は避ける。

・外国出張について、外務省から渡航中止勧告等が出ていることから、当面の間、国・地域にかかわらず、厳に自粛する。

(3)学内会議について、集合型会議の開催を見合わせ、メール審議やオンライン会議で行う。やむを得ず集合型会議を開催する必要がある場合は、必ず短時間で3つの密にならないように留意する。

(4)施設の外部貸付について、予約は見合わせる。

→ [「本学施設に関する外部貸付に関する当面の見合わせについて」](#)

(参考)

5月4日 国の専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より抜粋

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定